

第77回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月27日（月曜日）午前10時

開催場所 横浜市港北区樽町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ本社ビル

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

議決権行使期限

郵送又はインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月24日（金曜日）午後5時30分まで

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主さまの安全管理の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を極力お控え下さいますようお願い申し上げます。また、本定時株主総会から、インターネットによるライブ配信を行いますので、ご来場に代わって、配信をご視聴いただきますようお願い申し上げます。

定時株主総会の運営に変更が生じた際は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<http://www.yorozu-corp.co.jp/>

目次

第77回定時株主総会招集のご通知	1
株主総会参考書類	7
（添付書類）	
事業報告	19
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告書	54

株式会社 **ヨロズ**

証券コード：7294

株 主 各 位

横浜市港北区樽町三丁目7番60号

株式会社 **ヨロズ**

取締役社長 平 中 勉

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主さまの安全管理の必要から、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月24日(金曜日)の当社営業時間終了時(午後5時30分)までに3頁に記載の「郵送(書面)による議決権の行使」または「インターネットによる議決権行使」に記載しました方法により議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月27日(月曜日) 午前10時
2. 場 所	横浜市港北区樽町三丁目7番60号 株式会社ヨロズ 本社ビル
3. 会議の目的事項 報告事項	1. 第77期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第77期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. その他本招集ご通知に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (http://www.yorozu-corp.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

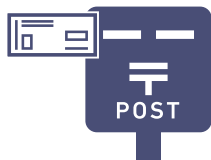
以上

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類及びその他本招集ご通知に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.yorozu-corp.co.jp/>)に掲載します。
- ◎ 代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、代理権を証明する書面として、委任状ならびに委任する株主さま及び代理の株主さまの議決権行使書用紙をご提出ください。株主さまではない代理人及び同伴の方など株主さま以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご了承願います。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症予防のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承いただきたくお願い申し上げます。なお、今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎ 株主総会のお土産のご用意はございません。また、軽食・お飲み物のお渡しもございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会決議ご通知は、上記ウェブサイトに掲載予定です。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

郵送（書面）による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2022年6月24日（金）
午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、またはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月24日（金）
午後5時30分まで

詳細は次頁をご覧ください

当日ご出席の株主さま



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月27日（月）
午前10時

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のためご来場の株主さまには体温測定、マスク着用、アルコール消毒等をお願いする場合がありますほか、37.5℃以上の発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方のご入場をお断りする場合がございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

行使期限 **2022年6月24日(金) 午後5時30分まで**

QRコードを読み取る方法 議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意ください
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

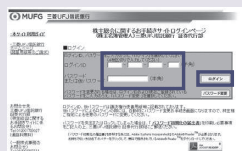
ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

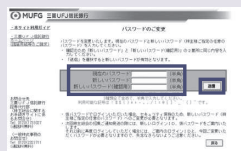
2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック

3 新しいパスワードを登録する

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



■ 「ログインID・仮パスワード」を入力
■ 「ログイン」をクリック



■ 「新しいパスワード」を入力
■ 「送信」をクリック



議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
☎ 0120-173-027
通話料無料 受付時間 午前9時から午後9時まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる株主総会のライブ配信のご案内

本株主総会から、当社の株主総会をご自分のパソコンやスマートフォンで視聴していただけるように、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を下記のとおり行います。

記

配信日時 2022年6月27日（月）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信の視聴ページは、開始時刻30分前の午前9時30分頃からアクセスできるようになります。

ご視聴の方法

- 1 パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、以下のQRコードを読み込むかの方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下、「本ウェブサイト」）へのアクセスをお願いいたします。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

URL <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



ログインIDは、お手元の議決権行使書裏面の左側に記載の「ログインID」（15桁の半角英数字）、パスワードは、「ログインID」のすぐ↓にある「パスワード」（6桁の半角数字）です。

※「ログインID」と「パスワード」は、いずれも議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお残してください。

※本ウェブサイトは、「議決権行使ウェブサイト」とは異なります。

例

《 ログインID： 9999-9999-9999-999
パスワード： 999999 》



- 2 本ウェブサイトにて、ログインIDおよびパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「視聴する」をクリックしてください。
- 3 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックをして、「視聴する」をクリックしてください。
- 4 当日ライブ視聴ページが表示されます。

ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項

- (1) ライブ配信を視聴していただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、ライブ配信をご視聴される株主さまは、当日会場にご出席いただく場合と異なり、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行うことができません。郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- (2) 議決権の行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- (3) ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴いただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) ご視聴いただく場合の費用（インターネット接続料金、通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- (6) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (7) 株主総会へご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず、ご出席の株主さまが映ってしまう場合がございますので、ご了承ください。

本ウェブサイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL : 0120-676-808 (通話料無料)

※受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時

ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役を含め、当社の取締役9名の内4名が東京証券取引所の定める独立社外取締役となり、取締役会は3分の1以上、独立社外取締役で構成されることとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名		年齢	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	在任年数	
1	し だお 志 藤	あき ひこ 昭 彦	再任	79歳	代表取締役会長、会長執行役員、最高経営責任者	14回／14回 (100%)	39年
2	し どう 志 藤	けん 健	再任	52歳	取締役、副会長執行役員	14回／14回 (100%)	6年
3	ひら なか 平 中	つとむ 勉	再任	63歳	代表取締役社長、社長執行役員、最高執行責任者	14回／14回 (100%)	10年
4	ひら の 平 野	のり お 紀 夫	新任	61歳	専務執行役員	—	—
5	おお した 大 下	まさ し 政 司	再任 社外 独立	66歳	社外取締役	14回／14回 (100%)	4年
6	もり や 森 谷	ひろ し 弘 史	再任 社外 独立	65歳	社外取締役	14回／14回 (100%)	2年

候補者
番号

1

し どお
志藤

あき ひこ
昭彦

(1943年1月30日生 満79歳)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年4月 当社入社
 1981年10月 当社生産管理部長
 1983年6月 当社取締役
 1988年6月 当社常務取締役
 1991年6月 当社専務取締役
 1992年6月 当社代表取締役専務
 1996年6月 当社代表取締役副社長
 1998年6月 当社代表取締役社長
 2001年6月 当社代表取締役社長、最高経営責任者、最高執行責任者
 2008年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者、YGH O統括
 2020年4月 当社代表取締役会長、会長執行役員、最高経営責任者 現在に至る

- 所有する当社の株式数
44,774株
- 取締役在任年数
39年
- 取締役会出席状況
14回/14回 (100%)

■重要な兼職の状況

萬運輸(株)社外取締役
 オグラ金属(株)社外取締役
 東ホー(株)社外取締役
 (株)アーレスティ社外取締役 (監査等委員)
 (株)ユニバンス社外取締役
 マークラインズ(株)社外取締役

取締役候補者とした理由

これまで当社の代表取締役会長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と豊富な経営経験に裏打ちされた経営全般に関する高い見識は、当社グループの持続的な成長に貢献するとともに、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者
番号

2

し どう
志藤

けん
健

(1969年8月29日生 満52歳)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年 5月 当社入社
- 2013年 1月 当社経営企画室付部長
- 2013年 4月 当社執行役員、経営企画室付部長
- 2014年 5月 当社執行役員、(株)ヨロズエンジニアリング代表取締役社長
- 2014年 6月 当社執行役員、(株)庄内ヨロズ代表取締役社長、(株)ヨロズエンジニアリング代表取締役社長
- 2016年 6月 当社代表取締役社長、最高執行責任者、YGH O副統括
- 2020年 4月 当社代表取締役社長、最高執行責任者、ものづくり機能グループ統括、ヨロズグローバルテクニカルセンター長、日本地域軸長
- 2021年 4月 当社取締役、副会長執行役員、長期戦略担当、日本地域軸長
- 2022年 4月 当社取締役、副会長執行役員、長期戦略担当、渉外担当、協力会担当 現在に至る

- 所有する当社の株式数
95,400株
- 取締役在任年数
6年
- 取締役会出席状況
14回/14回 (100%)

取締役候補者とした理由

2016年より代表取締役社長として、また2021年4月からは取締役副会長執行役員として、長期的な戦略を担当し、当社グループの経営課題の解消に向けた施策の陣頭指揮を執っております。今後も当社グループの企業価値向上に貢献することが期待できるため、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者
番号

3

ひら なか
平中

つとむ
勉

(1958年7月13日生 満63歳)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 日産自動車(株)入社
- 2003年 4月 同社第二調達部主管
- 2004年 4月 同社LCV事業部主管
- 2005年 4月 同社第二プロジェクト部次長
- 2006年 4月 同社第二プロジェクト部長
- 2007年 4月 同社購買管理部長
- 2012年 4月 当社入社、執行役員、営業部長
- 2012年 6月 当社取締役、執行役員、YGH O営業機能統括、営業部長
- 2014年 6月 当社取締役、常務執行役員、YGH O営業機能統括、営業部長
- 2015年 6月 当社取締役、専務執行役員、YGH O営業機能統括、営業部長
- 2016年 6月 当社取締役、副社長執行役員、YGH O営業機能統括、
営業部長
- 2020年 4月 当社取締役、副社長執行役員、営業・管理機能グループ統括
- 2021年 4月 当社代表取締役社長、社長執行役員、最高執行責任者、
ESG推進機能統括
- 2022年 4月 当社代表取締役社長、社長執行役員、最高執行責任者、経営戦
略・ESG推進機能グループ統括 現在に至る

- 所有する当社の株式数
17,300株
- 取締役在任年数
10年
- 取締役会出席状況
14回/14回 (100%)

取締役候補者とした理由

これまで当社グループの営業機能統括としての確かな状況判断力と比類ない交渉力をもって幾多の販路拡大を指揮し、2021年4月からは代表取締役社長に就任しております。就任後、経営戦略を担うとともに、ESG経営やDX戦略等、幅広く推進しており、今後も当社グループの成長と発展を支える上でその経験や知見を取締役会において活かすことが期待できるため、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者
番号

4

ひらの
平野

のりお
紀夫

(1961年2月2日生 満61歳)

新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 3月 当社入社
- 2008年 6月 ヨロズメヒカーナ社社長
- 2010年 6月 当社執行役員、ヨロズメヒカーナ社社長
- 2012年 6月 当社取締役、執行役員、ヨロズメヒカーナ社社長
- 2013年 6月 当社取締役、常務執行役員、ヨロズメヒカーナ社社長
- 2015年 6月 当社常務執行役員、ヨロズメヒカーナ社社長
- 2016年 6月 当社専務執行役員、経営企画室室長
- 2019年 6月 当社専務執行役員、経営企画室室長、ヨロズアメリカ社会長、ヨロズオートモーティブテネシー社会長、ヨロズオートモーティブアラバマ社会長、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社会長、ヨロズメヒカーナ社会長、ヨロズオートモーティブ ド ブラジル社会長
- 2020年 4月 当社専務執行役員、経営企画室統括、ヨロズアメリカ社会長、ヨロズオートモーティブテネシー社会長、ヨロズオートモーティブアラバマ社会長、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社会長、ヨロズメヒカーナ社会長、ヨロズオートモーティブ ド ブラジル社会長
- 2022年 4月 当社専務執行役員、財務・管理機能グループ統括
現在に至る

- 所有する当社の株式数
10,400株
- 取締役在任年数
—
- 取締役会出席状況
一回 / 一回 (一%)

■重要な兼職の状況

- (株)ヨロズ栃木取締役
- (株)ヨロズ大分取締役
- (株)ヨロズ愛知取締役
- (株)庄内ヨロズ取締役
- (株)ヨロズエンジニアリング取締役
- (株)ヨロズサービス取締役

取締役候補者とした理由

これまで専務執行役員として、経理部門をはじめ、海外子会社の経営や米州子会社統括を務めており、経営企画部門では、中期経営計画の策定、管理を担ってまいりました。その豊富な経験と能力から、新任の取締役として適任と判断しました。

候補者
番号

5

おお した
大下まさ し
政司

(1956年5月8日生 満66歳)

再任

社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 2009年 7月 日本貿易振興機構（JETRO）パリ事務所長
- 2012年 4月 人事院公務員研修所長
- 2014年 6月 人事院人材局長
- 2016年 3月 経済産業省 退官
- 2016年 6月 一般社団法人 日本自動車部品工業会 副会長・専務理事（現任）
- 2018年 6月 当社取締役（現任）

■重要な兼職の状況

- 一般社団法人 日本自動車部品工業会 副会長・専務理事
- 一般財団法人 日本自動車研究所 理事
- 一般財団法人 機械振興協会 理事

- 所有する当社の株式数
1,000株
- 社外取締役在任年数
4年
- 取締役会出席状況
14回／14回（100%）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

2018年6月に当社社外取締役に就任以降、独立した中立的な立場から、当社の経営を監督していただくとともに、これまで経済産業省で培った豊富な経験と知識に基づいて当社の経営に対して有益なご助言をいただいております。引き続き社外取締役として上記の役割を期待できることから適任と判断しました。

また、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」の委員長および「報酬委員会」の委員を務めていただいております。

なお、同氏は、社外取締役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者
番号

6

もり や
森谷

ひろ し
弘史

(1957年5月11日生 満65歳)

再任

社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 日産自動車(株)入社
2004年4月 同社VP
2006年4月 同社CVP執行役員
2007年3月 同社退社
2007年4月 カルソニックカンセイ(株) (現 マレリ(株)) 常務執行役員
2008年4月 同社専務執行役員兼カルソニックカンセイヨーロッパ社会長
2011年6月 同社取締役専務執行役員
2012年4月 同社取締役副社長執行役員
2013年4月 同社代表取締役社長兼最高経営責任者
2018年4月 同社代表取締役会長
2019年1月 同社会長 (現任)
2020年6月 当社取締役 (現任)

■重要な兼職の状況

マレリ(株)会長
(株)シンニッタン社外取締役
埼玉県人事委員会委員

- 所有する当社の株式数
0株
- 社外取締役在任年数
2年
- 取締役会出席状況
14回/14回 (100%)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

2020年6月に当社社外取締役に就任以降、独立した中立的な立場から、当社の経営を監督していただくとともに、自動車業界に長年にわたって携わっておられることから、グローバルな企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づいて当社の経営に対して有益なご助言をいただいております。引き続き上記の役割を期待できることから社外取締役として適任と判断しました。

また、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」の委員および「報酬委員会」の委員を務めていただいております。

- (注) 1. 大下政司氏及び森谷弘史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を一般株主と利益相反の恐れがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同所に届け出ております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (1)社外取締役候補者大下政司氏と当社との間の特別の利害関係について
- ・一般社団法人日本自動車部品工業会の副会長・専務理事を務めており、当社と同会との間には会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
 - ・一般財団法人日本自動車研究所の理事を務めており、当社と同研究所の間には認証事業での取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- (2)社外取締役候補者森谷弘史氏と当社との間の特別の利害関係について
- ・マレリ株式会社の会長を務めており、当社と同社との間には自動車部品の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
 - ・株式会社シンニッタと当社との間には特別の関係はありません。
3. 当社は社外取締役大下政司氏及び森谷弘史氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。大下政司氏及び森谷弘史氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。各候補者の選任が承認可決された場合、当社は全候補者を被保険者とする当該保険契約を継続する予定であります。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任についての監査等委員会の意見の概要
- 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任について、指名委員会の議論も踏まえ、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。
- その結果、社内取締役の各候補者については、再任及び新任の候補者ともに深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の中長期的な業績向上に資する体制が構築されることから、また社外取締役の各候補者については、独立性が確保されており、国際性、幅広い産業政策の知見、あるいは自動車業界における豊富な経営経験を有し、当社の取締役会の議論の深化に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

さい とう かず ひこ
齋藤 一彦 (1956年8月23日生 満65歳)

再任

社外 独立



略歴及び重要な兼職の状況

1988年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
1992年4月 岡田・齋藤法律事務所開設
2006年4月 関東弁護士会連合会常務理事
2007年4月 東京家事調停協会理事
2009年4月 齋藤総合法律事務所開設 現在に至る

■重要な兼職の状況

国際計測器(株)社外監査役

●所有する当社の株式数
0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験を当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の効効性強化等に貢献していただけるものと期待できることから、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）として適任と判断しました。

なお、同氏は、社外監査役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注)
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 齋藤一彦氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、就任する場合は独立役員として届け出る予定であります。
 - 齋藤一彦氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合は、同氏を被保険者とする当該保険契約を締結する予定であります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり可決された場合、当社の役員の構成、および役員の有する主な知見や経験は次のとおりとなります。

氏名	役職	性別	役員の有する主な知見や経験						
			グローバル	自動車産業	経営	法務・コンプライアンス・CSR・ガバナンス	財務・会計	ものづくり(製造・調達・品質)	営業・マーケティング
志藤 昭彦	代表取締役会長 会長執行役員	男性	○	○	○	○		○	○
志藤 健	取締役 副会長執行役員	男性	○	○	○		○	○	○
平中 勉	代表取締役社長 社長執行役員	男性	○	○	○		○	○	○
平野 紀夫	取締役 専務執行役員	男性	○	○	○		○	○	○
大下 政司	取締役	社外 独立	男性	○	○	○	○		
森谷 弘史	取締役	社外 独立	男性	○	○	○	○		○
三浦 聡	取締役 (常勤監査等委員)	男性	○	○	○	○	○	○	
辻 千晶	取締役 (監査等委員)	社外 独立	女性	○	○		○		
小川千恵子	取締役 (監査等委員)	社外 独立	女性	○	○		○	○	

以上

I. 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米や中国では回復基調が見られましたが、年度後半にかけては新型コロナウイルス変異株の感染急拡大や物価の上昇などにより、依然予断を許さない状況が続いております。

日本経済についても、ワクチン接種の促進などにより回復が期待されたものの、変異株の感染拡大や原材料価格の高騰などにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの関連する自動車産業の生産台数は、上半期では増加したものの、下半期では半導体供給不足等の影響により減少したため、通期では前年並みの水準となりました。新車需要は回復傾向にありますが、ウクライナ情勢や中国での都市封鎖による供給網への影響などにより、依然として得意先での生産調整が続いております。

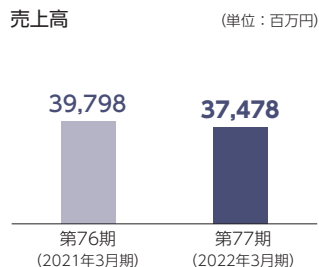
このような状況下において当社グループの売上高は、鋼材価格の上昇や円安に伴う換算の影響により、前期比7.1%増の127,316百万円となりました。営業利益は、生産量に合わせた「寄せて止める」生産体制の徹底や固定費の圧縮効果などにより、前期比約5.6倍の2,096百万円となりました。経常利益は営業利益での増加に加え雇用調整助成金の計上もあり、前期比57.7%増の2,284百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の損失から7,072百万円改善の876百万円の利益となりました。

なお、連結決算における海外子会社損益の円換算には、各子会社決算期の平均レートを使用しており、当連結会計年度の米ドルレート（1～12月）は、109.90円/ドル（前期連結会計年度は106.76円/ドル）であります。

売上高	127,316 百万円 (前期比7.1%増)	営業利益	2,096 百万円 (前期比455.8%増)
経常利益	2,284 百万円 (前期比57.7%増)	親会社株主に帰属する当期純利益	876 百万円

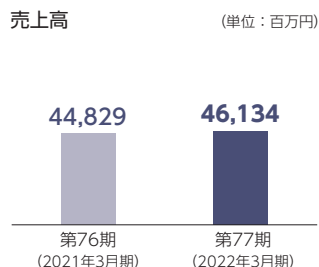
セグメントの状況は、以下のとおりであります。

日本
売上高 37,478百万円 (前期比5.8%減)



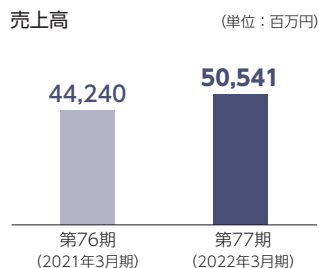
売上高は、生産の減少や金型売上の減少などにより、前期比5.8%減の37,478百万円となりました。営業利益は、海外からのロイヤルティの増加はあったものの売上の減少影響などにより、前期比4.2%減の1,088百万円に留まりました。

米州 (米国・メキシコ・ブラジル)
売上高 46,134百万円 (前期比2.9%増)



売上高は、生産台数は減少したものの、円安に伴う換算の影響などにより前期比2.9%増の46,134百万円となりました。営業損益は、主に米国での収益改善により前期比1,592百万円改善したものの909百万円の損失となりました。

アジア (タイ・中国・インド・インドネシア)
売上高 50,541百万円 (前期比14.2%増)



売上高は、タイ、インドでの生産台数の増加があったことに加え円安に伴う換算の影響などにより、前期比14.2%増の50,541百万円となりました。営業利益は、売上の増加影響などにより前期比13.7%増の1,600百万円となりました。

2. 対処すべき課題

長期化する新型コロナウイルス感染症は世界規模で経済や生活に大きな影響を与え続けています。自動車産業においては、半導体不足解消の道筋は不透明で生産の回復が遅れていることに加え、資源高や物流混乱などの影響が現れています。直近では中国のゼロコロナ政策やロシア・ウクライナ情勢も重なり世界情勢は混迷を深め、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。

一方、このような環境下にあっても気候変動対策の機運は地球規模で急速に高まっており、カーボンニュートラルに向けて自動車もEV等の電動化への取り組みが加速しています。

こうした中、当社グループは、昨年スタートした中期経営計画『Yorozu Sustainability Plan 2023 (YSP2023)*』(計画年度：2021～2023年度)に沿って、大きな環境変化にも対応し生き残るための変革を推し進めています。今年度も、引き続き脱炭素社会に向けた諸施策を経営の最重要課題と捉え、社会やあらゆるステークホルダーの皆様に対し、各分野において更に実効性ある取り組みを通して持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

* 『YSP2023 重点3本柱』

- 1) 人・社会・地球と一緒に歩むべく「ESG」を中核とした経営
- 2) 生産台数に左右されにくい企業体質への変革による「安定した収益」
- 3) サスペンション部品の競争力向上を図るための「新技術・新工法」

YSP2023の主な進捗と今後の取り組み

(1) ESG経営

- 環境理念に加え、2040年に向けての具体的な取り組みとして、気候変動対策のためのカーボンニュートラルへのチャレンジと、限りある資源の徹底的な有効活用による持続的な循環の2本柱からなる「ヨロズグローバル環境ビジョン 2040」を策定いたしました。
- ESGを経営戦略へ積極的に取込み、豊かで持続的な社会の形成に貢献することを目的とし、2021年4月に「ESG推進室」を立ち上げ、2022年4月には環境理念と環境ビジョンを早期に実現するための施策のひとつとして「カーボンニュートラル推進室」を設立しました。これにより全社カーボンニュートラル活動の企画・戦略の立案・管理等を更に強化します。
- 東海地区に新工場を建設することを決定しました(2022年11月着工・2024年1月竣工予定)。新工場においては使用する電力は全て自社内に設置する太陽光発電を含むグリーン電力により賄い、生産工程におけるCO2排出量"ゼロ"を目指すとともに、軽量化製品の拡充を目指します。
- ヨロズ大分を皮切りにグリーン電力への切り替えを他の国内拠点、さらには海外拠点へ拡大を図ります。国内拠点のグリーン電力への切り替えについては、2022年度に60%まで引き

上げ、2024年度末までに100%の切り替えを計画しております。また、製造現場の技術革新による更なる省エネルギーの推進、使用する燃料の転換等の検討を進めてまいります。

- 女性活躍推進法に基づき、厚生労働大臣より「プラチナえるぼし」の認定を神奈川県企業の企業では初めて、また製造業でも全国で初めて受けました。更に、経済産業省と厚生労働省が推進し日本健康会議が認定する「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」に2年連続で選ばれました。今後も『働き“方”改革』から『働き“がい”改革』へ向けた施策を実施してまいります。
- 「プライム市場」への移行を通して、今後も高いガバナンス水準を維持し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。
- 競争に勝ち続ける企業体質への変革に向けて、抜本的な業務改革とともに、その為の体制を整えてDX(デジタルトランスフォーメーション)を積極的に推進しております。具体的には、アナログからデジタルへの移行「A2D (Analog to Digital)」、業務の効率化「V-DX (Vertical)」、そしてものづくり業務プロセスのデジタル連携「H-DX (Horizontal)」によって全ての業務のリードタイムの大幅な短縮を目指してまいります。

(2)安定した収益

- 変化に強い「安定した収益」基盤の確立に向け「適正な生産能力レベル」と「強い現場の再構築」の一環として競争力のある「ものづくり」を目指し、ヨロズ愛知の生産を東海地区に建設する新工場へ集約、移転します。これにより東海地区における生産拠点の強化を図ります。さらに、グローバルでの生産能力の適正化に取り組んでいます。
- お客様からの受注数量に合わせた徹底した効率的な生産体制を継続してまいります。
- 量産開始時の収益を確保するために、プロジェクトの企画・開発段階からのプロジェクト収益管理をさらに強化してまいります。

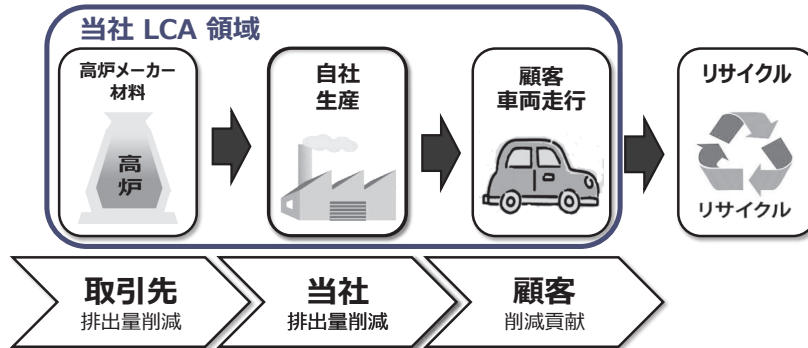
(3) 新技術・新工法

- 製品軽量化や材料置換等による製品開発でのCO2削減の取り組みを継続するとともに、社会やお客様に貢献するため自社生産以外のLCA*領域においてもCO2排出量の削減に積極的に取り組みます。

*LCA（ライフサイクルアセスメント）

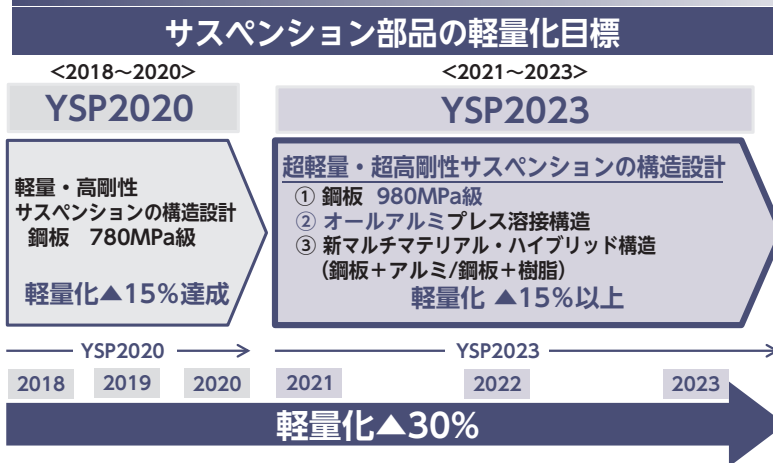
製品・サービスのライフサイクル全体、又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法

LCA（ライフサイクルアセスメント）導入



- 軽量化（高付加価値）製品の開発においては、自社製造工程のCO2排出量削減に加え、お客様のCO2削減活動に貢献する製品開発を積極的に推進してまいります。

新技術・新工法 軽量化（高付加価値）製品開発



- トヨタ自動車株式会社が5月から国内に投入した新型BEV*bZ4Xに当社のサスペンション部品が採用されました。また株式会社SUBARUが5月から発売を予定している新型BEV SOLTERRAにも同サスペンション部品が装着されました。

*BEV Battery Electric Vehicle（電池式電気自動車）

株主還元方針

配当による株主還元を基本に、目標配当性向を35%以上としつつ、持続的な配当を目指します。

3. 設備投資等の状況

当社グループは中期経営計画（YSP2023）の「安定した収益」の取り組みにおいて、案件ごとに売上高固定費率の目標をもって投資内容の検証と管理を行なっています。2021年度は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や半導体不足の影響を受け、自動車メーカーが減産を余儀なくされる中、計画していた増強投資を一時凍結しました。また3R*の徹底によって新規の投資アイテムを絞りこむことで投資額を低減し、更に、既存工場におけるメンテナンス内容と時期の見直し等で一般投資も抑制しました。この結果、当連結会計年度における設備投資の総額は、収益基準の評価方法変更の影響もあり前期比53.4%減となる3,367百万円になりました。引き続き「ものづくり機能グループ」を中心に、性能・価格面だけでなく、車両のライフサイクルを通してカーボンニュートラルに寄与する製品開発と、東海地区新工場を含む当社グループの競争力あるものづくりに向けた設備開発を推進してまいります。

*3R：リユース、リデュース、リサイクル

4. 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループは、以下のとおり1,210百万円を銀行借入等により調達いたしました。

会社名	金額	主な資金使途
武漢萬宝井汽車部件有限公司	1,210百万円	設備投資

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

項目	期別	第74期	第75期	第76期	第77期
	自2018年4月1日 至2019年3月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日	自2021年4月1日 至2022年3月31日	
売上高	169,111百万円	157,680百万円	118,863百万円	127,316百万円	
親会社株主に帰属する当期純利益	402百万円	△12,933百万円	△6,195百万円	876百万円	
1株当たり当期純利益	16.94円	△544.05円	△259.07円	36.55円	
総資産	168,097百万円	139,700百万円	134,723百万円	133,992百万円	
純資産	92,310百万円	74,550百万円	65,738百万円	70,378百万円	
1株当たり純資産	3,182.74円	2,507.05円	2,229.87円	2,374.88円	

10. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業の内容
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 栃 木	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 大 分	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 愛 知	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	100百 万 円	100.00%	生産設備製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ サ ー ビ ス	10百 万 円	100.00%	保険代理業・人材派遣・業務請負他
ヨ ロ ズ ア メ リ カ 社	192百万米ドル	100.00%	米国持株会社
ヨロズオートモーティブテネシー社	95百万米ドル	85.01% (85.01%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブアラバマ社	100百万米ドル	93.00% (93.00%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	20百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造 (休止中)
ヨ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	754百万墨ペソ	89.37%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブグアナファト デメヒコ社	1,853百万墨ペソ	96.71% (2.35%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブアド ブラジル社	250百万リアル	100.00%	自動車部品製造
ヨ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	1,800百万泰パーツ	90.00%	自動車部品製造
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社	1,383百万泰パーツ	88.98% (7.23%)	自動車部品製造
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	65百万泰パーツ	100.00% (100.00%)	生産設備製造
广州 萬宝井 汽車 部 件 有 限 公 司	189百万人民币	51.00%	自動車部品製造
武 漢 萬 宝 井 汽 車 部 件 有 限 公 司	276百万人民币	51.00%	自動車部品製造
ヨロズJBMオートモーティブ タミルナドゥ社	4,000百万ルピー	97.50%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブインドネシア社	770,000百万ルピア	100.00%	自動車部品製造

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

11. 主要な事業の内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社20社で構成され、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造、販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する物流、研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

12. 主要な事業所及び工場 (2022年3月31日現在)

会 社 名	所 在 地	備 考
当 社	神奈川県横浜市	各社の本店所在地を所在地として記載しております。
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 栃 木	栃木県小山市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 大 分	大分県中津市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 愛 知	愛知県名古屋市	
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	山形県鶴岡市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	山形県東田川郡三川町	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ サ ー ビ ス	神奈川県横浜市	
ヨ ロ ズ ア メ リ カ 社	米国テネシー州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ テ ネ シ ー 社	米国テネシー州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ ア ラ バ マ 社	米国アラバマ州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ ノ ー ス ア メ リ カ 社	米国ミシガン州	
ヨ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	メキシコ国アグアスカリエンテス州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ グ ア ナ フ ァ ト デ メ ヒ コ 社	メキシコ国グアナファト州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ バ ド ブ ラ ジ ル 社	ブラジル国リオデジャネイロ州	
ヨ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	タイ国ラヨン県	
ワ イ ・ オ グ ラ オ ー ト モ ー テ ィ ブ タ イ ラ ン ド 社	タイ国ラヨン県	
ヨ ロ ズ エ ン ジ ニ ア リ ン グ シ ス テ ム ズ タ イ ラ ン ド 社	タイ国ラヨン県	
广 州 萬 宝 井 汽 車 部 件 有 限 公 司	中国広東省广州市花都区	
武 漢 萬 宝 井 汽 車 部 件 有 限 公 司	中国湖北省武汉市経済技術開発区	
ヨ ロ ズ J B M オ ー ト モ ー テ ィ ブ タ ミ ル ナ ド ゥ 社	インド国タミルナドゥ州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ イ ン ド ネ シ ア 社	インドネシア国西ジャワ州	

13. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
5,666	496 (減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員683名は上記人員に含んでおりません。

14. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

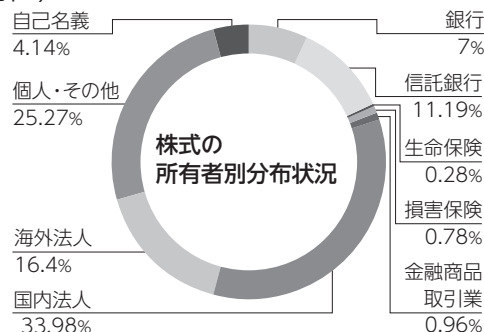
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	14,231
株式会社横浜銀行	7,536
株式会社三菱UFJ銀行	6,895
株式会社三井住友銀行	3,934

15. その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 当社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 64,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,055,636株
(自己株式1,037,730株を含む)
3. 株主総数 23,525名
(前期末比7,050名増)



4. 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社シティインデックスイレブンス	2,370	9.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,784	7.43
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,600	6.66
株式会社志藤ホールディングス	883	3.68
JFEスチール株式会社	843	3.51
株式会社みずほ銀行	842	3.51
株式会社横浜銀行	842	3.51
スズキ株式会社	800	3.33
三菱UFJ信託銀行株式会社	682	2.84
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	625	2.60

- (注) 1. 当社は、自己株式1,037千株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

(1) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は2021年7月12日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月5日付で取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）4名、執行役員及び理事21名に対して自己株式77,900株の処分を完了いたしました。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）	40,900株	4名

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 当社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
◎取締役会長	志 藤 昭 彦	【会長執行役員、最高経営責任者】 萬運輸(株)社外取締役、オグラ金属(株)社外取締役、東ホー(株)社外取締役、(株)アールスティ社外取締役（監査等委員）、(株)ユニバンス社外取締役、マークラインズ(株)社外取締役
取 締 役	志 藤 健	【副会長執行役員、長期戦略担当、日本地域軸長】 (株)ヨロズ栃木代表取締役会長、(株)ヨロズ大分代表取締役会長、(株)ヨロズ愛知代表取締役会長、(株)庄内ヨロズ代表取締役会長、(株)ヨロズサービス代表取締役会長
◎取締役社長	平 中 勉	【社長執行役員、最高執行責任者、ESG推進機能統括】
取 締 役	佐 草 彰	【副社長執行役員、最高財務責任者、財務・プロジェクトマネジメント・調達・生産管理機能グループ統括】 (株)ヨロズ栃木取締役、(株)ヨロズ大分取締役、(株)ヨロズ愛知取締役、(株)庄内ヨロズ取締役、(株)ヨロズエンジニアリング取締役、(株)ヨロズサービス取締役、萬運輸(株)社外監査役

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役	大下政司	(一社)日本自動車部品工業会副会長・専務理事、(一財)日本自動車研究所理事、(一財)機械振興協会理事
※取締役	森谷弘史	マレリ(株)会長 (株)シンニッタン社外取締役 埼玉県人事委員会委員
○取締役 (常勤監査等委員)	三浦 聡	(株)ヨロズ栃木監査役、(株)ヨロズ大分監査役、(株)ヨロズ愛知監査役、(株)庄内ヨロズ監査役、(株)ヨロズエンジニアリング監査役、(株)ヨロズサービス監査役、广州萬宝井汽車部件有限公司監事、武漢萬宝井汽車部件有限公司監事、オグラ金属(株)社外監査役
※取締役 (監査等委員)	辻 千晶	弁護士 (株)タカラレーベン社外取締役
※取締役 (監査等委員)	小川千恵子	公認会計士 戸田市代表監査委員

- (注) 1. ○印は代表取締役であります。
2. ※印は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. ○印は2021年6月29日開催の第76回定時株主総会で新たに選任された取締役であります。
4. 社外取締役大下政司氏及び森谷弘史氏、監査等委員である社外取締役辻千晶氏及び小川千恵子氏は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。また、小川千恵子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、当社の非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会の決議により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けました。
本規定に基づき、当社は、社外取締役大下政司氏、森谷弘史氏及び監査等委員である取締役全員と当契約を締結しております。当契約に基づく賠償の限度額は、法定で定める最低責任限度額です。
6. 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集、及び会計監査人・内部統制所管部門等との密接な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。

7. 2022年4月1日以降で次のとおり異動がありました。

氏名	地位及び担当	
	新	旧
志藤 健	取締役副会長執行役員 長期戦略担当 渉外担当 協力会担当	取締役副会長執行役員 長期戦略担当 日本地域軸長 ヨロズ栃木会長 ヨロズ大分会長 ヨロズ愛知会長 庄内ヨロズ会長 ヨロズサービス会長 委嘱
平中 勉	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者 経営戦略・ESG推進機能グループ統括	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者 ESG推進機能統括
佐草 彰	取締役	取締役副社長執行役員 最高財務責任者 財務・プロジェクトマネジメント・ 調達・生産管理機能グループ統括
平野 紀夫	専務執行役員 財務・管理機能グループ統括	専務執行役員 経営企画機能統括 米州地域軸長 ヨロズアメリカ会長 ヨロズオートモーティブテネシー会長 ヨロズオートモーティブアラバマ会長 ヨロズオートモーティブノースアメリカ会長 ヨロズメヒカーナ会長 ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ 会長 ヨロズオートモーティブバドブラジル会長

2. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役、執行役員、理事及び子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、認識していたと判断できる合理的な理由がある場合など、補填されない一定の免責事由があります。なお、2023年3月に同内容での更新を予定しております。

3. 取締役の報酬等の額

(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①基本方針の決定方法

当社は、客観性・透明性が保たれるよう任意の報酬委員会で、本方針が、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するかどうかという観点等から、本方針の答申・審議を行い、その後取締役会の決議により決定いたします。

②基本方針の内容の概要

取締役の報酬の基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを方針としています。また、業務執行、経営監督機能に応じてそれぞれが適切な役割を担い能力を発揮できるよう「役員報酬及び役員賞与支給規程」を定めております。

当該規程に基づき、任意の報酬委員会において、株主総会で承認を受けた取締役報酬総額の範囲で評価を行い、協議した上で、取締役会で個別の報酬額を決定します。

(ア) 取締役の個人別の報酬等（下記（イ）以外）の額又はその算定方法の決定方針

取締役の固定報酬は、基本報酬と短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブである株式報酬から構成されています。

固定報酬は、職位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、「役員報酬及び役員賞与支給規程」と「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき総合的に勘案して評価しています。

監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(イ) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、業績連動報酬等の額の算定方法の決定方針

取締役の業績連動報酬は、金銭報酬である事業年度業績を反映した業績連動賞与と株式報酬である中期経営計画業績を反映した非金銭報酬から構成されています。

業績連動部分は、事業年度の業績向上に対する意識を高めるため連結営業利益の目標値に対する達成度と中期経営計画の連結営業利益の目標値に対する達成度に応じて算出された額を毎年、一定の時期に「役員報酬及び役員賞与支給規程」と「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給します。目標となる業績指標とその値は、事業年度計画と中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて任意の報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。

(ウ) 非金銭報酬等の内容、その数の算定方法の決定方針

中長期インセンティブである株式報酬は（ア）の基本報酬に応じた非業績連動部分と、中期経営計画業績を反映した（イ）の業績連動部分から構成されており、「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき評価しています。業績連動部分は、中期経営計画の連結営業利益の目標値に対す

る各年度の達成度に応じて支払うものとし、毎年一定の時期に「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給します。目標となる業績指標とその値は、事業年度計画と中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて任意の報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。

(工) 取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において定期的に検討を行ったうえで必要に応じて取締役会に答申します。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、規程及び個人の定性的評価を含む個人業績評価に基づき、代表取締役会長が案を作成し、任意の報酬委員会に説明、提案し、任意の報酬委員会で審議の後、取締役会に答申しております。取締役会は任意の報酬委員会の答申を最大限に尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

なお、当社の報酬委員会は、取締役会で選任された7名の取締役が委員であり、過半数が東京証券取引所の基準を満足する独立役員である社外取締役かつ委員長はそこから指名された社外取締役で構成しております。

③当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の額については、上記②基本方針の内容の概要における各決定方針に則り算定し、その内容を報酬委員会にて取締役ごとに審議・評価を行いました。報酬委員会への諮問を経て提言された当該連結会計年度に係る報酬額は、役職別の支給基準に基づき評価・決定されていることを確認できたため、2021年6月29日開催の取締役会で、承認いたしました。

A 指標の内容

業績目標達成度の業績連動指標は、営業利益率（連結ベース、以下同様）を採用しています。業績連動部分は、毎年の業務計画達成度に応じて0%から100%の範囲内としており、業績指標の目標達成度合に応じて決定します。なお、減損などの特殊要因、他の経営指標（フリー・キャッシュ・フロー等）や重要な不祥事や事故などの特段の勘案すべき要素があった場合には、報酬委員会に諮問します。

業績目標達成度係数＝営業利益率の目標値と実績値を比較し、実績値が目標値と同水準以上の場合に100%と設定しています。なお、2021年3月期の営業利益率は、0.3%でした。

B 指標を選択した理由

営業利益率を業績連動指標係数として選択した理由は、当社グループ一体となり本業から創出した利益を適正に反映する評価指標として営業利益率が該当するためです。

C 業績連動報酬の額の決定方法

取締役の報酬の額の決定方法は、「(工) 取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定に関する方針」に記載のプロセスを経て決定しています。

(2) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において年額6億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会において、株式報酬の額を年額1億2,000万円以内（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(3) 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給 人数	報酬等 の総額	報酬等の種類別の総額				
			固定報酬		業績連動報酬		
			金銭		非金銭報酬	金銭賞与	非金銭報酬
			基本報酬	賞与			
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (2名)	254百万円 (12百万円)	125百万円 (12百万円)	59百万円 (—)	48百万円 (—)	22百万円 (—)	0百万円 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (2名)	32百万円 (13百万円)	32百万円 (13百万円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計	10名 (4名)	286百万円 (25百万円)	157百万円 (25百万円)	59百万円 (—)	48百万円 (—)	22百万円 (—)	0百万円 (—)

- (注) 1.業績連動報酬は、金銭報酬と譲渡制限付株式報酬としています。
 2.非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬としています。
 3.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4.上記の取締役（監査等委員）の支給人数には、2021年6月29日開催の第76回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

4. その他当社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

① 社外取締役 大下政司氏

- ・一般社団法人日本自動車部品工業会の副会長・専務理事を務めており、当社と同会との間には会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。
- ・一般財団法人日本自動車研究所の理事を務めており、同会との間には認証事業での取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。

② 社外取締役 森谷弘史氏

- ・マレリ株式会社の会長を務めており、当社と同社との間には自動車部品の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。
- ・株式会社シンニッタンの社外取締役を務めておりますが、特別な利害関係はありません。

③ 社外取締役（監査等委員） 辻 千晶氏

- ・株式会社タカラレーベンの社外取締役を務めておりますが、特別な利害関係はありません。

(2) 特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動及び期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	大下 政司	14回/ 14回	—	経済産業省での職務を通じて培われた幅広い見識から取締役の職務執行や企業法務に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役	森谷 弘史	14回/ 14回	—	グローバルな自動車部品製造企業の経営者として、経営に対するアドバイス及び重要事項に関する意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	辻 千晶	14回/ 14回	13回/ 13回	弁護士として専門的な見地から取締役の職務執行や企業法務に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	小川 千恵子	14回/ 14回	13回/ 13回	公認会計士として専門的な見地から取締役の職務執行や財務会計に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

IV. 当社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 1 内部統制基本方針

当社グループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を基本としており、このため、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、2005年12月に「ヨロズグループ行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としております。

当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し社会的使命を果たしてまいります。

1. 2 内部統制の体制整備に関する方針

当社取締役会において、内部統制の体制整備に関する方針については以下のとおりとすることが決議されております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたる。

② 総務部は、

(ア) コンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に統括し、当社グループの取締役及び使用人に必要な教育を実施する。

(イ) 各部署のコンプライアンス状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。

(ウ) 社内通報制度（社内呼称「我慢しないで相談箱*」）の運営を行い、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に経営会議に報告する。

*外部通報窓口も含まれます。

③ 内部監査室は、

(ア) コンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

(イ) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係わる情報については、法令及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ② 情報の保管の場所及び方法は、取締役又は監査等委員である取締役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書取扱規程に定める。
 - ③ 情報の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定めるところによる。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 危機管理規程に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、対策を講じるべきリスクかどうか評価を行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役会長又は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止し、これを最小限に止めるとともに再発防止を図る。
 - ③ 総務部は、各部署の日常的なリスク管理状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。
 - ④ 内部監査室は、リスク管理状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度業務計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
 - ② 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲し迅速な意思決定を図る。
 - ③ 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
 - ④ 執行役員等によって構成される経営会議を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題の迅速な解決を図る。
- (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社の子会社の取締役等は、当社の子会社の業務執行の状況について定期的に経営会議に報告する。
 - ② 当社の子会社を横断的に統括する機能軸責任者は、随時子会社から業務執行の状況について報告を求め、常に最新の状況を把握する。
- (6) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社の子会社は、当社が制定している関係会社管理規程に基づき業務を遂行する。但し、一定の事項については、当社の経営会議等において承認を得なければならない。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人がこれを補助する。
 - ② 補助業務を担当する内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ③ 当該使用人は当該補助業務を、他の業務に優先して、監査等委員会のみからの指示に基づき行うものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- (8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
 - ② 総務部、内部監査室等は、本基本方針が有効に機能するように、本基本方針で定めた事項の整備・運用状況を、取締役会において定期的に報告する。
 - ③ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ確に対応する。
 - ④ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、不正の疑い、法令・定款違反の疑い、及び当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ⑤ 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
 - ⑥ 総務部は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。
- (9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- (10) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ② 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営会議等の主要な役員会議体には、監査等委員である取締役の出席を得るとともに、監査等委員である取締役による重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人との定期的及び随時の意見交換の機会を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、当社グループの取締役及び使用人が遵守すべき行動規範において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然として対応し、いかなる不当要求や働きかけに対しても利益供与は一切行わないことを宣言し、この行動規範の遵守を徹底することにより反社会的勢力との関係を遮断している。また、対応統括部署を総務部とし、総務部において常に関係情報を入手して注意喚起を行い、反社会的勢力との接触を防止している。そして、万一、当社グループの取締役及び使用人が反社会的勢力から不当要求を受けるなど何らかの関係が生じた場合に備え、直ちに総務部に報告・相談できる体制及び総務部を中心に警察その他外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を整備している。

1. 3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、以下のとおりです。

当社では、2015年5月に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、2015年7月に内部統制システムの整備に関する基本方針を改定し運用しております。

また、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値を向上させるために、コーポレートガバナンスの基本的な考え方及び運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定するとともに、2018年6月1日付および2021年6月11日付のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、必要な改訂を行いました。

(1) コンプライアンスに関する取組みの状況

- ・企業理念、行動憲章、行動規範の浸透を図るため、これらを記載したリーフレット及び「従業員ハンドブック」を作成し、役員・従業員へ配布しております。また、近年の企業不祥事発生の状況を鑑み、再度法令等の遵守の徹底を図るための教育を実施しております。
- ・取締役、執行役員及び各子会社の取締役等を対象として時事に適したコンプライアンス研修を実施し、新入社員及び中途採用者には、コンプライアンス導入研修を実施しております。
- ・独占禁止法遵守の取り組みとして、営業部門および海外子会社関連部署を対象にオンライン研修を実施するとともに、今後更に情報管理体制を強化してまいります。

- ・当社グループは、社内通報制度（我慢しないで相談箱）を設け、外部通報窓口等を通じて、その内容が社内通報制度管理者及び監査等委員会に報告されております。通報に関しては、情報提供者の秘匿を行うとともに、情報提供者の不利益取り扱いを禁止し、早期把握及び解決を図るとともに、定期的に経営会議に報告し、監査等委員会はその報告に虚偽がないか確認しております。
- (2) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況
- ・当社は、第70回定時株主総会において、取締役会の監督機能の実効性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、重要な業務の一部を、取締役会の決議により、取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。
 - ・定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会においては、経営上の重要事項に関する意思決定及び、取締役並びに執行役員業務執行の監督を行っております。
- (3) リスク管理体制に関する取組みの状況
- ・全拠点、全部門から対処すべき重要なリスクを抽出し、経営会議で重要度、緊急度を勘案し、ヨロズグループが取り組むべきリスクを検討いたしました。選定されたリスクに対して、各拠点、各部門にてリスクの対策を策定、実施し内部監査部門が実施状況について監査を実施、状況を取締役に報告いたしました。
- (4) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・各地域軸長は、日本、米州、アジアの地域ごとに月に1回開催する地域軸会議において、各子会社の業務執行に関するヒアリングおよび課題の共有を行っております。また、月に1回の経営会議においては、地域軸長から各子会社の経営状況及び重要事項を適時報告しております。各子会社からは、経営会議において、毎年の事業計画の提案および進捗等の報告を受けております。
- (5) 監査等委員会に関する運用状況
- ・監査等委員は、取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席を通じ、取締役及び執行役員等から業務の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
 - ・監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、総務部及び内部監査部門等と適宜意見交換を行っております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社・関連会社が永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ及びブランドイメージ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆さま共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針としております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記の企業価値の向上に向けた取組み、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み、積極的な株主還元及び当社の考える企業の社会的責任に向けた取組みを、それぞれ実施しております。

① 企業価値の向上に向けた取組み

当社は、更なる企業価値向上のため、2021年5月には、2021年度から2023年度にかけての新中期経営計画「Yorozu Sustainability Plan 2023 (YSP2023)」(以下「新中期経営計画」といいます)を策定いたしました。今後は、「サスペンションでOnly1の技術力によりお客様のニーズに応え、永続的に発展を続ける100年企業を目指す」という新たな企業ビジョンのもと、変化に強い健全経営を目指し、以下の三つの柱を掲げ、さらなる企業価値の拡大を図ってまいります。1つ目は、人・社会・地球と一緒に歩むべく「ESG」を意識した経営、2つ目は、生産台数に左右されにくい企業体質への変革による「安定した収益」、3つ目にサスペンション部品の競争力向上を図るための「新技術・新工法」の確立に取り組んでまいります。当社は、中長期的な観点に基づいた戦略により持続的な成長とさらなる企業価値の向上を図るため、新中期経営計画を着実に実行してまいります。

② コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営の基本としております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な決定を行うと共に、取締役及び執行役員の実務執行状況を監督する機関として位置付けておりますが、株主の皆さまに対する経営陣の責任をより一層明確にするため、2001年6月27日開催の第56回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

また、当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、監査・監督機能の強化を図りました。また、これに伴い、それまでに選任していた社外監査役2名に替え、新たに、東京証券取引所が定める独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名を、監査等委員である取締役に選任いたしました。その後、2017年6月16日開催の第72回定時株主総会において選任された後任の監査等委員である取締役も、同様に独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名であり、取締役会は多様性を考慮した構成となっております。

更に2018年6月18日開催の第73回定時株主総会において、社外取締役を1名、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会で更に1名、合計2名増員いたしました。この結果、監査等委員である取締役を含め、当社の取締役9名の内4名が東京証券取引所の定める独立社外取締役となり、取締役会の3分の1以上が独立社外取締役で構成されております。加えて、2018年12月には、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化および客観性を高めるために過半数を独立社外取締役で構成される「指名委員会」および「報酬委員会」を設置いたしました。

なお、当社は、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び運営方針を明らかにしております。

当社は、このような取組みによりコーポレートガバナンスを強化し、企業としての持続的な成長を図り、すべてのステークホルダーにとっての企業価値向上に引き続き努めてまいります。

③ 積極的な株主還元

当社は、中期経営計画においても、財務戦略の基本方針を、これまでの財務安全性重視に加え、株主還元の充実に注力することといたしました。これに伴い、配当方針についても、これまでの「安定配当」から「目標配当性向の設定」へと変更し、2015年度から連結配当性向35%を目標といたしました。この基本方針及び配当方針に従い、当社は、2015年度から2020年度において、連結配当性向35%を実現するとともに、2016年9月には、発行済株式総数の4.0%の自己株式の取得を取締役会にて決議し、取得いたしました。

この基本方針は、新中期経営計画（YSP2023）においても継続しており、連結配当性向35%を目標としております。当社は、今後も積極的な株主還元の実施に努めてまいります。

④ 当社の考える企業の社会的責任に向けた取組み

当社は、創立以来、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営姿勢とし、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たすことが必要と認識し、事業活動を行ってまいりました。今後とも、お客さまの満足と技術革新、法令等の遵守、環境問題への取組み、グローバル企業としての発展、企業情報の開示、人権の尊重、公正な取引、経営幹部の責任の明確化を図ることによって、企業の社会的責任を遂行してまいります。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社が導入した買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）は、当社が発行者である株券等について、特定の株主、その特別関係者及び実質的に支配する者もしくは共同ないし協調して行動する者の株券等保有割合が20%以上となる買付を行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提供された情報が、当社社外取締役を含む当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立諮問委員会に提供され、その検討・評価を経るものとします。独立諮問委員会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、その他買付者の買付等の内容の検討の結果、当該買付者による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。また、独立諮問委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容について賛否を求める形式により、株主の皆さまの意思を確認することを勧告できます。当社取締役会は、独立諮問委員会の上記勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動または中止の決議を行います。なお、当社は、対抗措置の発動要件をいわゆる高裁四類型(注1)及び強圧的二段階買付け(注2)のみに限定しております。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を定めることがあります。

本プランの有効期間は、2024年開催予定の第79回定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします。

- (4) 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

- ① 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、株主の皆さまのために大

規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上を目的としております。

② 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆さま及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆さまに適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

③ 株主意思の重視

当社は、2021年6月29日開催の第76回定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続を承認いただいております。当社株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

⑤ 独立諮問委員会への諮問

当社は、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、既に設置されている独立諮問委員会を活用するものとし、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立諮問委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立諮問委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立諮問委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとされています。これにより、独立諮問委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

⑥ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、予め定められた合理的且つ客観的な要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われないことを担保するための仕組みが確保されています。

⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によってその有効期間内においても廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注1) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれることが明らかである大規模買付行為である場合

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等を取得する行為（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土経営を行う目的で、当社株券等を取得する行為
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等を取得する行為
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株券等を取得する行為

(注2) 強圧的二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆さまに対して買付けに応じることを事実上強要するもの）に代表される、構造上株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は2021年5月に公表した中期経営計画「Yorozu Sustainability Plan 2023」（2021年度～2023年度）におきまして、株主還元施策として「目標配当性向を35%以上としつつ、持続的な配当を目指します」を掲げております。

この方針のもと、当社の配当は、原則として親会社株主に帰属する当期純利益に連動させており、また厳しい経営環境が続いておりますが、株主さまのご支援に報いるべく当期の期末配当については、2月9日に公表いたしました1株当たり7円を変更せずを実施させていただきます。

これにより、実施済みの中間配当1株当たり6円と合わせた年間配当金は、1株当たり13円、配当性向は35.6%となります。

(参考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	66,475	流 動 負 債	44,592
現金及び預金	28,866	支払手形及び買掛金	15,055
受取手形及び売掛金	19,185	電子記録債務	1,127
電子記録債権	1,584	短期借入金	3,450
有償支給未収入金	348	一年内返済予定の長期借入金	12,871
製 品	5,020	未 払 金	1,034
原材料及び貯蔵品	1,069	未 払 法 人 税 等	471
部 分 品	3,082	未 払 費 用 金	2,672
仕 掛 品	3,958	賞 与 引 当 金	1,353
未 収 入 金	1,424	役 員 賞 与 引 当 金	66
そ の 他	2,377	そ の 他	6,489
貸 倒 引 当 金	△442	固 定 負 債	19,021
固 定 資 産	67,516	長 期 借 入 金	16,525
有 形 固 定 資 産	57,557	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,256
建 物 及 び 構 築 物	14,014	そ の 他	1,239
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	33,885	負 債 合 計	63,613
工 具、器 具 及 び 備 品	2,613	(純 資 産 の 部)	
土 地	2,583	株 主 資 本	61,761
建 設 仮 勘 定	4,459	資 本 金	6,200
無 形 固 定 資 産	149	資 本 剰 余 金	9,494
投 資 其 他 の 資 産	9,809	利 益 剰 余 金	47,548
投 資 有 価 証 券	5,709	自 己 株 式	△1,482
繰 延 税 金 資 産	2,754	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△4,721
そ の 他	1,345	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,186
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△6,370
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△537
		新 株 予 約 権	617
		非 支 配 株 主 持 分	12,721
		純 資 産 合 計	70,378
資 産 合 計	133,992	負 債 及 び 純 資 産 合 計	133,992

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額
売上		上	高				127,316
売	上	原	高				113,015
販	費	総	価				14,301
	及	一	費				12,204
	営	般	利				2,096
	業	管	費				
	外	理	益				
	取	費	息				240
	替	収	金				136
	調	配	益				4
	助	整	金				445
		金	入				36
		の	他				127
		計					991
		費					
		用					
		利					630
		づ	評				163
		の	価				9
		計					802
		利					2,284
		益					
		益					6
		却					187
		他					194
		計					
		損					23
		失					32
		却					42
		棄					0
		他					98
		計					
		純					2,379
		事					1,165
		業					499
		税					715
		額					△161
		損					876
		失					
		益					
		純					
		利					
		益					

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計
当連結会計年度期首残高	6,200	9,762	46,925	△1,593	61,295
会計方針の変更による累積的影響額			201		201
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	6,200	9,762	47,127	△1,593	61,497
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△455		△455
親会社株主に帰属する当期純利益			876		876
自 己 株 式 の 取 得					—
自 己 株 式 の 処 分		△19		111	91
連結子会社株式の取得による持分の増減		△249			△249
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△268	421	111	264
当連結会計年度末残高	6,200	9,494	47,548	△1,482	61,761

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 有 価 評	他 の 証 券 金 額 差	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額			
当連結会計年度期首残高	2,690	△9,998	△604	△7,912	617	11,738	65,738
会計方針の変更による累積的影響額							201
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	2,690	△9,998	△604	△7,912	617	11,738	65,940
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△455
親会社株主に帰属する当期純利益							876
自 己 株 式 の 取 得							—
自 己 株 式 の 処 分							91
連結子会社株式の取得による持分の増減							△249
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△504	3,628	67	3,190	—	983	4,173
連結会計年度中の変動額合計	△504	3,628	67	3,190	—	983	4,437
当連結会計年度末残高	2,186	△6,370	△537	△4,721	617	12,721	70,378

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金額	科 目 (負債の部)	金額
流動資産	22,791	流動負債	20,803
現金及び預金	5,853	電子記録債権	1,118
電子記録債権	1,541	買掛金	8,023
売掛金	8,302	短期借入金	1,803
有償支給未収入金	3,352	一年内返済予定の長期借入金	8,237
製什掛金	319	未払法人税等	632
仕前掛費用	871	未払引当金	221
前払貸付金	76	未償役員賞与引当金	285
短期収入金	1,451	その他引当金	361
その他の資産	971	固定負債	66
	51	長期借入金	55
固定資産	50,599	固定負債	9,699
有形固定資産	9,090	長期借入金	5,527
建物	2,337	関係会社長期借入金	3,059
構築物	194	繰上引当金	519
機械及び装置	4,070	退職給付引当金	60
車両運搬具	3	その他引当金	532
工具、器具及び備品	81		
土地	1,561	負債合計	30,502
建物	840		
無形固定資産	110	(純資産の部)	
ソフトウェア	110	株主資本	40,084
投資その他の資産	41,399	資本金	6,200
投資有価証券	5,706	資本剰余金	10,314
関係会社株	30,383	資本準備金	6,888
関係会社出資	3,343	その他資本剰余金	3,425
関係会社長期貸付	1,502	利益剰余金	25,050
その他	463	利益準備金	868
		その他利益剰余金	24,182
		固定資産圧縮積立金	86
		別途積立金	23,000
		繰上利益剰余金	1,096
		自己株式	△1,482
		評価・換算差額	2,186
		その他有価証券評価差額金	2,186
		新株予約権	617
資産合計	73,391	純資産合計	42,888
		負債及び純資産合計	73,391

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

P. 1
招集ご通知
定時株主総会

P. 7
参考書類
株主総会

P.19
事業報告

P.47
連結計算書類

P.50

計算書類

P.54

監査報告書

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,325
売上原価	29,205
売上総利益	7,120
販売費及び一般管理費	5,647
営業利益	1,472
営業外収益	
受取利息	76
受取配当	648
受取替調	246
受取雇用命保	172
受取整険の計	14
受取成約	3
受取他	1,162
営業外費用	
支払バテ	139
支払リースの計	163
支払評価	8
支払他	311
経常利益	2,323
特別利益	
固定資産売却益	1
固定資産売却益	187
固定資産売却益	189
特別損失	
固定資産の計	13
固定資産の計	0
固定資産の計	13
税引前当期純利益	2,499
法人税、住民税及び等純	759
法人税、住民税及び等純	△65
当期純利益	1,805

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 計
当 事 業 年 度 期 首 残 高	6,200	6,888	3,445	10,334
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,200	6,888	3,445	10,334
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△19	△19
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計			△19	△19
当 事 業 年 度 末 残 高	6,200	6,888	3,425	10,314

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金（注）	利益剰余金合計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	868	22,630	23,498	△1,593	38,440
会計方針の変更による累積的影響額		201	201		201
会計方針の変更を反映した当期首残高	868	22,832	23,700	△1,593	38,642
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△455	△455		△455
当 期 純 利 益		1,805	1,805		1,805
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分				111	91
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計		1,350	1,350	111	1,442
当 事 業 年 度 末 残 高	868	24,182	25,050	△1,482	40,084

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	2,691	2,691	617	41,749
会計方針の変更による累積的影響額				201
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,691	2,691	617	41,950
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△455
当期純利益				1,805
自己株式の取得				
自己株式の処分				91
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△504	△504		△504
事業年度中の変動額合計	△504	△504		937
当事業年度末残高	2,186	2,186	617	42,888

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
当事業年度期首残高	95	23,000	△464	22,630
会計方針の変更による累積的影響額			201	201
会計方針の変更を反映した当期首残高	95	23,000	△262	22,832
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△455	△455
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩	△8		8	—
当期純利益			1,805	1,805
事業年度中の変動額合計	△8		1,358	1,350
当事業年度末残高	86	23,000	1,096	24,182

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 表 晃 靖

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨロズの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 表 晃 靖

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨロズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に関して業務及び財産の状況を調査しました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社ヨロズ 監査等委員会

監査等委員 辻 千 晶 ㊟

常勤監査等委員 三 浦 聡 ㊟

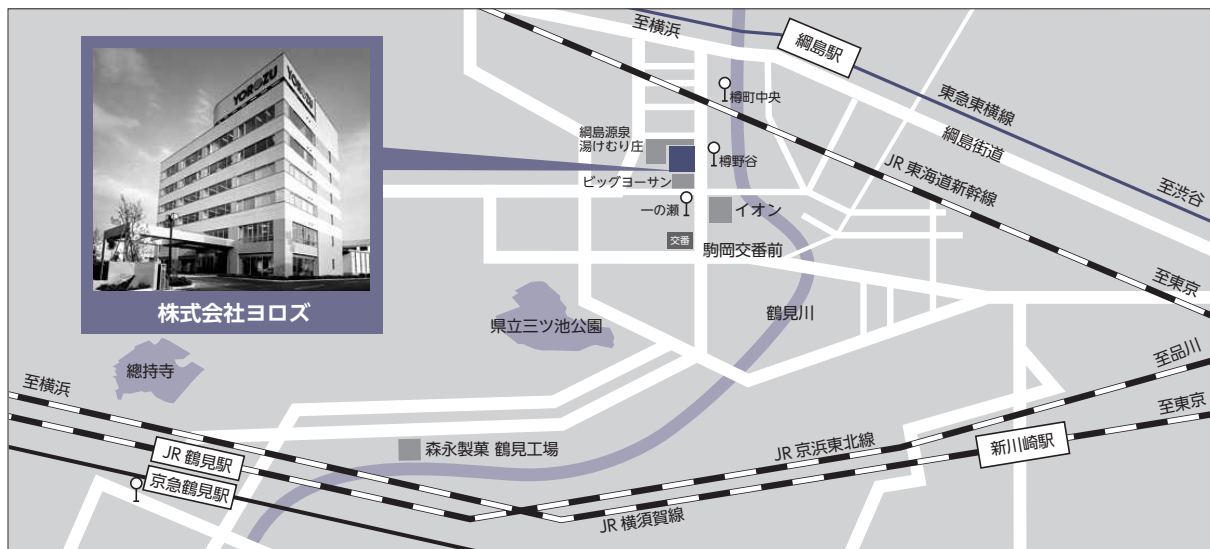
監査等委員 小 川 千 恵 子 ㊟

(注) 監査等委員辻千晶及び小川千恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 横浜市港北区樽町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ 本社ビル
電話 045 (543) 6800



※駐車スペースに限りがございますので、お車でのご来場は極力ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

交通機関

東急	東横線 網島駅	▶	横浜市営バス鶴見駅行 川崎鶴見臨港バス川崎駅行	▶	樽野谷下車 1分 (バス所要5分)
J R 京急	京浜東北線 鶴見駅 京急鶴見駅	▶	横浜市営バス網島駅行	▶	樽野谷下車 1分 (バス所要30分)
J R	東海道新幹線 新横浜駅	▶		▶	タクシー20分
J R	横須賀線 新川崎駅	▶		▶	タクシー15分

会場

- (注) 1. 「樽野谷」バス停下車1分です。手前の停留所は、網島からの場合「樽町中央」、鶴見からの場合「一の瀬」です。
2. 新横浜駅及び新川崎駅からタクシーの場合、目標を駒岡方面と伝えてからヨロズの社名を言って下さい。(交通事情の悪い時があります。余裕をもってお出かけ下さい。)

株式会社 **ヨロズ**

<http://www.yorozu-corp.co.jp>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントが
採用しています。